

# -農林水産省-

## 果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの

想定上の植栽密度の1/2に満たず、助成割合が試算上1/2を超えていた果樹園に対する

助成金額と、当該果樹園の改植に要する経費に1/2を乗じた額との

開差額(支出) 2億4707万円

### 1 果樹経営支援対策事業の概要等

#### (1) 果樹経営支援対策事業の概要

農林水産省は、競争力の高い果樹産地を育成するために、果樹経営支援対策事業を実施している。果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱等によれば、果樹経営支援対策事業は、果樹産地において策定した計画において担い手と定められた者等(以下「支援対象者」)が行う優良な品目又は品種への転換の取組に要する経費を補助する事業(以下「改植事業」)等とされている。そして、同省は、改植事業の事業主体である公益財団法人中央果実協会に対して、改植事業を実施するために必要な経費について国庫補助金を交付しており、協会は、都道府県法人等を通じて、支援対象者に対して助成金を交付している。

(注1) 都道府県法人 地方公共団体、農業協同組合等により構成され、果樹農業振興特別措置法に規定する果実の生産及び出荷の安定に関する業務等を都道府県の区域内において行う組織

#### (2) 改植事業における助成

要綱等によれば、改植事業における助成金の交付額は、伐採・抜根費、深耕・整地費、土壤改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費の額を助成対象経費とし、これに補助率1/2以内を乗じた額とされている(助成対象経費に補助率を乗じて得た額を助成する事業を「定率事業」)。ただし、同省は、交付申請等に係る事務負担の軽減を図りつつ、支援対象者が助成金の交付額を事前に想定して計画的に改植を行えるようにすることにより、優良な品目又は品種への転換を一層促進するために有効であるとして、うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹からの改植及びりんご等の主要果樹への改植については定額で助成する(以下「定額事業」)こととしている。

そして、要綱等によれば、定額事業における支援対象者への助成金の交付額は、原則として、改植が実施された果樹園の面積ごとに、助成単価を乗じて得た額を合計した額とされることとなっている。

(注2) 主要果樹 かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく

#### (3) 定額事業における助成単価の設定

定額事業の助成単価は、要綱等において、次のとおり定められている。

① かんきつ類の果樹からの改植(③に該当する場合を除く。) 23万円/10 a

② 主要果樹への改植(①及び③に該当する場合を除く。) 17万円/10 a

③ りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、又はぶどうの垣根栽培への改植(これらを「わい化栽培等への改植」) 33万円/10 a

同省は、①から③までの改植の区分ごとの助成単価について、定率事業の補助率が助成対象経費の1/2以内となっていることを踏まえて、改植の区分ごとに伐採・抜根費、深耕・整地費、土壤改良用資材費、苗木代、植栽費等の1ha当たりの経費を積算した上で、当該経費に1/2を乗じた額を10 a当たりに換算するなどして設定している。また、上記の積算された経費のうち、土壤改良用資材費、苗木代、植栽費等は、植栽密度に応じて変動する経費(以下「変動費」)として積算されており、変動費は上記の積算された経費の約8割から9割を占めている。

そして、同省は、上記の積算における植栽密度については、改植当初は初期収量を増大させて支援対象者の経営安定が図られるように密植する必要があることなどを考慮して、①かんきつ類

の果樹からの改植については1,000本/ha、②主要果樹への改植のうち、りんごへの改植については360本/ha、③わい化栽培等への改植のうち、りんごのわい化栽培への改植については1,250本/haなど一定の水準の植栽密度で改植する場合を想定して設定している(これらの定額事業の助成単価を設定する際に使用されている植栽密度を「想定上の植栽密度」)。

(注3) わい化栽培 小型のまま成熟する性質を有する苗木を利用して樹体を小型に仕立てる栽培方法

(注4) 植栽密度 単位面積当たりの植栽本数

## 2 検査の結果

平成28、29両年度において実施された定額事業のうち、①かんきつ類の果樹からの改植(改植後の品目がかんきつ類)、②主要果樹(りんご、ぶどう、なし、もも及びかき)への改植、並びに③りんごのわい化栽培への改植を行った果樹園計11,858園地、助成金計30億4966万円(28年度計16億1332万円(国庫補助金同額)、29年度計14億3634万円(国庫補助金同額))を対象として、会計実地検査を行った。

前記のとおり、同省は、定額事業において、想定上の植栽密度等により改植を行うことを前提として定額事業に係る経費を積算し、助成単価を設定している。一方、実際の改植は、果樹園の土壌の性質、支援対象者の経営判断等により植栽密度等が選定されている。

そこで、前記の果樹園11,858園地について、実際の植栽密度を確認したところ、全体の6割を超える7,145園地において、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を下回っていた。また、このうち2,106園地(全体の17.7%)における実際の植栽密度は、想定上の植栽密度の1/2にも満たないものとなっていた。

そして、上記実際の植栽密度が想定上の植栽密度の1/2に満たない果樹園2,106園地について、想定上の植栽密度に代えて実際の植栽密度を用いて改植に要する経費を積算し、助成金の交付額を当該経費で除した割合(以下「助成割合」)を試算したところ、2,106園地全てにおいて、助成割合が1/2を超えており、これらの中には、助成割合が100%を超えているもの(助成金の交付額が改植に要する経費を上回っているもの)が計1,113園地あった。

また、上記実際の植栽密度を用いた改植に要する経費に基づいて助成金の交付額を試算すると、2,106園地に係る助成金計4億8672万円は、計2億3965万円となり、2億4707万円の開差が生じていた。

このように、定額事業における助成が、前記のとおり密植する必要性等を考慮して一定の水準の植栽密度で改植することを想定して実施されているのに、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を大幅に下回っていて、事業の趣旨に沿っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

## 3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、定額事業について、令和2年4月に要綱等を改正して、想定上の植栽密度の1/2を助成の対象とする範囲の下限と定めて、それを下回る植栽密度で改植を行った場合は助成の対象としないこととともに、実績報告書等において実際の植栽密度の状況を把握することなどにより、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるようにする処置を講じた。